

倉敷市立中庄小学校運営協議会規約

(名称および事務局)

第1条 本会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく学校運営協議会であり、名称を「倉敷市立中庄小学校運営協議会」と称し、事務局を中庄小学校内に置く。

(目的)

第2条 「倉敷市立中庄小学校運営協議会」は、中庄小学校に在籍する児童の保護者および地域住民等が、学校運営に参画・協働することにより、「花まるいっぱい子どもたち（仮）」を目指して、次の各号に掲げる事項の達成に努めるものとする。

- (1) 学校・地域・家庭の三者が協働して、教育活動に対し、主体的・積極的に支援・協力するとともに、一体となって学校運や児童の健全育成を推進すること。
- (2) 地域の意見やニーズを学校運営に反映させ、特色ある学校づくりを行うとともに、中庄地区に愛着と誇りを持つ児童を育てること。

(協議内容)

第3条 本協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 学校の運営方針に関すること。
 - (2) 教育環境や施設・設備の整備に関すること。
 - (3) 学校評価に関すること。
 - (4) 学校支援活動に関すること。
 - (5) 学校や地域の課題解決に関すること。
 - (6) その他、校長が必要と認める事項。
- 2 協議会は、学校の運営方針について承認する。
- 3 協議会は、学校の運営について、地域の理解と協力、参画などが促進されるための支援を行う。

(委員)

第4条 本協議会は、10名程度の委員により組織する。

- 2 委員は、校長のほか、以下の者から校長が推薦し、倉敷市教育委員会が任命する。
- (1) 中庄小学校の児童の保護者
 - (2) 地域住民
 - (3) 学識経験者
 - (4) 中庄小学校教職員
 - (5) その他倉敷市教育委員会が適当と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、任命された年度の末日までとし、再任は妨げない。

- 2 任期途中の委員の交代等に伴う後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 本協議会には、会長および副会長を各1名置き、委員の互選により選出する。ただし、教職員は会長になることができない。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、必要時にはその職務を代行する。

(会議)

第7条 本協議会の会議（以下「会議」という。）は、校長と協議の上、会長が招集する。

- 2 議長は、委員の互選により選出する。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことはできない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数により決定し、可否同数の場合は会長が決定する。
- 5 議決すべき事項に利害関係を有する委員は、当該事項について議決権を有しない。
- 6 校長は、必要があると認めるときは、委員以外の教職員を会議に出席させることができる。

(意見の申出)

第8条 協議会は、学校運営に関して、倉敷市教育委員会または校長に意見を述べることができる。この場合において、倉敷市教育委員会に意見を述べる際は、校長を通じて行わなければならない。

(守秘義務および禁止行為)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前項のほか、委員は次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 委員にふさわしくない行為
 - (2) 営利目的・政治活動や宗教活動等、委員としての地位を不当に利用する行為
 - (3) その他、学校運営協議会及び中庄小学校の運営に著しく支障をきたす言動

(委員の解任)

第10条 倉敷市教育委員会は、本人から辞任の申し出があった時のほか、つぎの各号のいずれかに該当すると認められるときは、解任することができる

- (1) 第9条に掲げるものに違反したとき
- (2) 心身の故障により職務遂行が困難なとき
- (3) その他、解任に相当する事由があったとき

(学校運営に関する評価)

第11条 本協議会は、毎年1回以上、学校運営の状況进行评估するものとする。

(地域参画と情報提供)

第12条 本協議会は、学校運営について地域住民等の参画が促進されるよう努めなければならない。また倉敷市教育委員会および校長は、適切な合意形成に向けた情報提供に努めなければならない。

(その他)

第13条 本規約に定めのない事項は、校長が定める。

(附則)

この規約は、令和7年7月4日から施行する。